

【質疑回答書】令和2年度京都若者ライフデザイン推進事業業務委託

番号	質問内容	回答
1	本事業におけるプログラム参加学生は、京都府内の大学に在学している、又は京都府内在住の学生に限定しますか。	主に、京都府内の大学・大学院・短期大学・専門学校に在籍している、又は京都府内に在住している学生の参加が中心となってきますが、京都府内の居住予定がある又は京都府内企業への就職・インターシップへの参加意欲がある学生の参加については可能とします。
2	仕事と育児の両立体験プログラム参加者数及び受入先開拓数はこれまでどのくらいの実績がありますか。	令和元年度実績(令和2年2月3日時点)で、参加者数134名、受入先開拓数(賛同賛同企業数含む)28社です。
3	仕様書2委託業務内容(1)ア(ア)に記載の大学コンソーシアム京都と連携した長期プログラム受入先開拓の対象は、大学コンソーシアム京都のインターシッププログラムに参加している企業ですか。また、パブリックコースの自治体等も含まれますか。	長期プログラムの受入先開拓企業の対象は、主に大学コンソーシアム京都インターシップ受入企業となりますが、事業の効果的な実施に資する提案をいただければ、協議の上、それ以外の企業の開拓も可能といたします。 また、パブリックコースの自治体等の受入も含まれません。
4	仕様書2委託業務内容(2)イに記載のライフデザイン導入研修の対象者は、京都府内の企業・大学の従業者・教員に限りますか。	主に、京都府内の企業・大学・大学院・短期大学・専門学校の関係者の参加を想定していますが、事業の効果的な実施に資する提案をいただければ、協議の上、それ以外の方の参加についても可能といたします。
5	両立体験学生伝道師の活動は有償ですか。委託費による報酬(謝礼)が認められますか。	両立体験学生伝道師の活動については、学生に対して研修等により一定の資質を担保していただくことを条件に、委託費による報酬(謝礼)が実費相当程度であれば、協議の上、可能といたします。